

《屋外広告物の安全点検について》 (参考)

		改正後	改正前
条例	点検義務	・対象者：所有者等	記載なし
規則	点検の対象物	・広告物又は掲出物件自体の高さ4mを超えるもの又は面積10㎡を超えるもの ※直塗, シートを直接貼り付けるもの, 光を投影して表示するものを除く。	記載なし
	管理者の資格	・屋外広告士 ・建築士(一級, 二級, 木造) ・電気工事士(第1種, 第2種) ・電気主任技術者(第1種, 第2種, 第3種) ・上記の者と同等以上の知識を有すると市長が認めた者(=公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習会修了者)	
	点検報告の時期	許可更新時 (※許可期間は全て1年以内) ・設置の日から5年を経過した時点(6年目)の許可更新時。 ・その後は3年ごと。	
	点検報告を要する許可更新時の添付書類	1.屋外広告物更新許可申請書 2.安全点検報告書 3.別紙(点検を実施した広告物の写真, 点検方法, 所見を記載したもの) ※2.3は広告物ごとに作成	